精華町ファミリー・サポート・センター会則

（名称）

第１条　このセンターは、精華町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」）という。

（事務所）

第２条　センターの事務所は、精華町社会福祉協議会地域福祉課に置く。

（目的）

第３条　センターは、子育て家庭の援助及び地域における支え合いの子育て機能の充実を図るため、育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者を会員として組織し、会員相互の援助活動を行うことにより、仕事と家庭の両立を支援し、安心して子育てができるための環境整備を図り、もって児童福祉の向上を推進することを目的とする。

（用語の定義）

第４条　次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）センターは、育児の援助を受けたい者、育児の援助を行いたい者と事務局からなる会員組織をいう。

（２）会員は、センターの構成員であり、この事業の目的を理解し、相互に援助活動を行う者であって、事務局の承認を得た次に掲げる者をいう。

ア　依頼会員は、育児の援助を受けたい者のうち、第７条第１項に規定する会員簿に登録された者

イ　援助会員は、育児の援助を行いたい者のうち、第７条第２項に規定する会員簿に登録された者

（３）アドバイザーは、会員相互の援助活動の連絡・調整等を行う者をいう。

（４）子どもは、概ね生後３か月以上小学校６年生以下の者をいう。

（事務局）

第５条　次の各号に掲げる業務を行うために、センターにファミリー・サポート・センター事務局（以下「事務局」という。）を置く。この事務局は、精華町社会福祉協議会地域福祉課に置く。

（１）会員の募集、登録その他会員組織に関すること。

（２）会員相互の援助活動の調整に関すること。

（３）会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会を開催すること。

（４）会員相互の交流と情報交換のために交流会を開催すること。

（５）関係機関との連絡調整に関すること。

（６）会員の援助活動に必要な傷害及び賠償保険の加入及び支払手続きに関すること。
（７）広報に関すること。
（８）その他町長が必要と認めること。
（アドバイザー）
第６条　事業を円滑に実施するため、事務局にアドバイザーを置く。
２　アドバイザーの業務は、次に掲げるものとする。
（１）センターの事業内容の周知及び啓発に関すること。
（２）会員の募集、登録等に関すること。
（３）会員相互の援助活動の連絡調整に関すること。
（４）会員に対する講習会等に関すること。
（５）会員間のトラブルへの助言等に関すること。
（６）前各号に定めるもののほか、センターの事業の運営に必要なこと。
３　アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（入会）
第７条　会員として入会しようとする者は、入会申込書（別記様式第１号）を事務局に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該入会しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。
（１）依頼会員の要件
ア　精華町内に居住又は勤務する者
イ　概ね生後３か月以上小学校６年生以下の子どもを有する者
（２）援助会員の要件
ア　心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる２０歳以上の者
イ　精華町内に居住している者で、自宅等で安全に子どもを預かることができる者
ウ　事務局が開催する講習会を受講できる者
２　事務局は前項の規定による申込みがあったときは、審査の上、会員として適当と認めた場合は、ファミリー・サポート・センター会員証（以下「会員証」という。）（別記様式第２号）を発行するとともに、会員簿（別記様式第３号）に登録し、管理するものとする。
３　依頼会員と援助会員は、これを兼ねることができる。
（会員の義務）
第８条　会員は、次の各号に掲げる義務を負う。
（１）活動により知り得た会員及びその家族のプライバシーを侵害したり、

秘密を他に漏らしたりしてはならない。退会した後も同様とする。

（２）援助活動を通じて物品の販売若しくは斡旋、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

（３）援助会員は、事務局が実施する講習を受講しなければならない。原則として、講習費用は無料とする。ただし、会場までの交通費は、会員の負担とする。

（４）援助会員は、援助活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。

（５）援助活動中の子どもに異常を認めたときは、援助会員は、依頼会員と事務局に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をしなければならない。

２　援助会員は、援助の実施にあたり援助対象者が器材、消耗品、食料等を必要とした場合は、原則として事前に依頼会員に用意をさせる。ただし、不測の事態により生じた物品及びその代金の取り扱いについては、事後に両会員間で協議する。

３　援助会員は援助活動を行う際は、必ず会員証を携行しなければならない。

４　援助会員は、自動車による送迎を行う場合、事故等の損害に対応するため、任意保険に加入しなければならない。また、入会時及び任意保険更新時には、その契約書の写しを事務局に提出しなければならない。

（退会）

第９条　会員が退会しようとするときは、退会申込書（別記様式第４号）を事務局に提出しなければならない。

２　事務局は、会員が第７条第１項のそれぞれの要件を満たさなくなったとき、前条に規定する義務に違反したとき、その他この会則に違反し会員として適さないと認められるときは、退会させるものとする。

３　会員は、退会に際して、第７条第２項により発行された会員証を直ちに事務局に返還しなければならない。

（援助活動の内容）

第１０条　援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）保育所、幼稚園、若しくは放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という。）の開始前若しくは終了後又は小学校の放課後、子どもを預かること。

（２）保育施設等への子どもの送迎を行うこと。

（３）保護者の都合により子どもの子育ての援助を必要とする場合に子どもを預かること。

（４）その他町長が子育て支援のために必要と認めること。

２　前項の援助活動は、原則として援助会員の自宅において行うものとする。

ただし、援助会員の自宅以外に特に援助活動を行うに適した場所があると認められる場合は、この限りではない。

３　宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

４　病児・病後児に対する支援は行わないものとする。

５　援助会員は自転車、自動二輪車による送迎は行わないものとする。

（援助活動の実施方法）

第１１条　依頼会員は、援助活動を受けたい場合には、事務局に対して援助の依頼を申し込むものとする。

２　前項の申込みを受けた事務局は、援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、援助依頼受付簿に記入の上、申込みの内容にふさわしいと認められる援助会員との調整を行い、当該依頼会員に紹介する。

３　前項の紹介を受けた依頼会員は、当該援助会員と申込みに係る援助活動の内容等について事前に十分な協議を行い、援助活動の内容を相互に確認する。ただし、緊急の場合で協議を行う時間がないと事務局が認める場合については、この限りでない。

４　援助会員は、援助活動実施後、速やかに援助活動報告書に活動内容を記入し、依頼会員の確認の押印を受けなければならない。

５　援助会員は、前項の援助活動報告書を事務局に提出しなければならない。

６　活動開始の１時間前に精華町内にいずれかの気象警報（大雨・洪水・大雪・暴風）が発令されている場合、活動は中止とする。

（援助活動の時間）

第１２条　援助活動の時間は、年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日までをいう。）を除く日の午前７時から午後８時までのうち依頼会員が希望する時間とする。

２　援助活動を行う時間（以下「援助時間」という。）は、１回につき１時間以上（１時間に満たない場合でも１時間とみなす）とし、以後３０分を単位とする。

３　援助時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲の時間を基礎として算出するものとする。

（１）対象児童を預かる場合の援助時間は、援助会員が依頼会員から対象児童を預かったときから当該依頼会員に対象児童を引き渡したときまでの時間

（２）保育施設等へ対象児童を送迎する場合の援助時間は、援助会員が依頼会員から対象児童を預かったときから保育施設等へ送り届けたときまで、又は保育施設等から対象児童を預かったときから当該依頼会員へ対象児童を引き渡したときまでの時間

（活動報告）
第１３条　会員は、当月分の援助活動報告書(別記様式第５号)を翌月の５日までに事務局に提出しなければならない。
（活動保険及び事故等の対応）
第１４条　会員は、活動中の損害等に備えるため、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。この場合において、保険料はセンターが負担する。
２　会員は、前項の補償保険の適用外の損害については、原則として当事者である会員相互において解決するものとする。
３　事故等が発生した場合は、援助対象者の生命、安全を第一に優先し、必要な対応をするとともに、できるだけ速やかに事務局に報告すること。また、その後の対応にあっても誠意をもって対応しなければならない。
（報酬等）
第１５条　依頼会員は、援助会員に対し、援助活動終了後、次の基準による援助活動に係る報酬及び実費を支払うものとする。
報酬基準

活　　動　　日	活　動　時　間　帯	報　酬　額 （１時間当たり）
平日	午前７時から午後８時まで	７００円
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日	午前７時から午後８時まで	８００円
備考 １　最初の１時間までは、それに満たない場合でも１時間とみなす。 ２　最初の１時間を超えたときは、３０分以下は上記報酬基準額の半額とし、３０分を超え１時間までは１時間としてみなす。 ３　兄弟姉妹等複数の子どもを預ける場合は２人目から半額とする。 ４　取消しの場合において、当日取消しは、上記基準により算定された報酬額の半額を、無断取消しは上記基準により算定された報酬額の全額を依頼会員が支払う。ただし、前日までの取消しは無料とする。		

（補則）
第１６条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
この会則は、平成２８年７月２０日から施行する。